

# 1 景観計画の趣旨

本市は、首都圏郊外部50～70km圏域に位置し、千葉県ほぼ中央部にあり、面積は100.01km<sup>2</sup>で、東西11.7km、南北13.1kmにおよんでおり、西部は丘陵地域、東部は田園地域となっています。本市の土地利用は地形に対応して、丘陵地域では山林を中心として谷津に小規模な農地が多く、JR外房線、国道128号及び茂原駅周辺の既成市街地を挟み、田園地域では平坦な農地が広く分布し農家住宅が点在しています。

本市の景観は、このような地形を背景として、既成市街地では、バランスのとれた産業に支えられ都市的景観のまちなみを形成し、農地周辺には農家住宅が点在し、穏やかな趣きのある自然あふれる風景を残しつつ、歴史的、文化的な魅力のある景観や豊かな自然の中には天然記念物の生息地や四季折々の草花が咲き誇る場所も数多くあり、多種多様な魅力のある良好な景観を形成しています。

しかしながら、本市では現在、少子高齢化社会の到来に加え、人口減少が見られ、これらに起因して、耕作放棄地※や里山※の荒廃、中心市街地における商店街の空き店舗の増加、農林業や商店の後継者不足などの諸問題が発生するなど、地域の衰退が進んでいます。また、都市化に伴い都市基盤の整備に重点をおき、市民のライフスタイルや価値観が変遷する中、機能性や効率性を優先したまちづくりを進めてきました。

このような状況により本市の緑豊かな自然、魅力のあるまちなみを変貌して魅力が薄れることが懸念されるようになってきました。

そこで、本市では持続可能で活力ある魅力的な地域づくりを目指し、「美しい茂原の景観」を重視したまちづくりを市民と協働※のもとに行うべく、平成22年4月1日から景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体※になりました。そして、茂原市都市計画マスタープランの計画実現に向け、市民がまちづくりへ参加する組織である「茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議」とともに、「景観」を主たるテーマとした魅力あるまちづくりの推進を検討しました。

そうした中で「茂原市景観条例」（以下「景観条例」という。）の制定とともに、本市の自然豊かな環境、歴史的、文化的な景観や美しい魅力的なまちなみを活かし、守り、直し、創りながら市民、事業者、市等の地域にかかる全ての主体が良好な景観の価値を再認識し、協働、連携により取り組むため、「茂原市景観計画」を定めることとしました。

なお、「茂原市景観計画」は、景観の形成に関する手段や考え方について、協議、誘導を行いながら、関係者（市民・事業者・市）が景観まちづくりの実現に取り組んでいくものであり、必要な事項については、運用に伴い適宜見直し、追加、更新していくこととします。

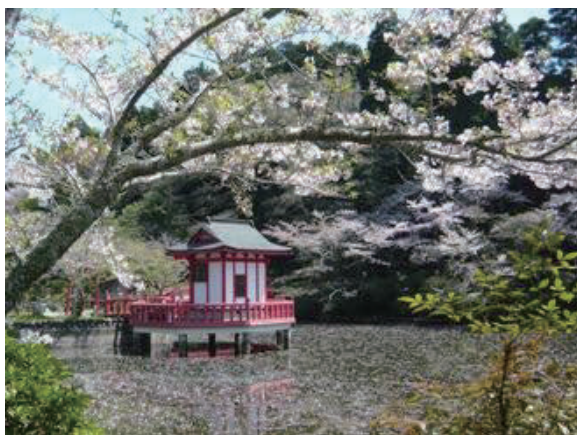
## 2 景観計画の目的

茂原市景観計画（以下、「景観計画」という。）は、本市の良好な景観の形成を推進するため、景観条例第1条に規定する目的、同条例第3条に規定する基本理念及び本計画の第2章に掲げる良好な景観の形成に関する方針を実現することを目的とします。

目的を達成するため、市民、事業者、市がともに市内の各地域での魅力的なまちなみ形成に取り組んでいくことが必要不可欠です。

そのため、本計画では、良好な景観の形成を推進する景観まちづくりを実現していくよう、取り組み方針、推進方策等をまとめています。

そして本市の景観が、憩い、潤い、安らぎ、趣きがあり、ふるさと景観として愛着が持てるようめざしていきます。



日本の「さくら名所100選」に選ばれている茂原公園



夜の茂原公園



市の花（コスモス）が咲き誇る風景

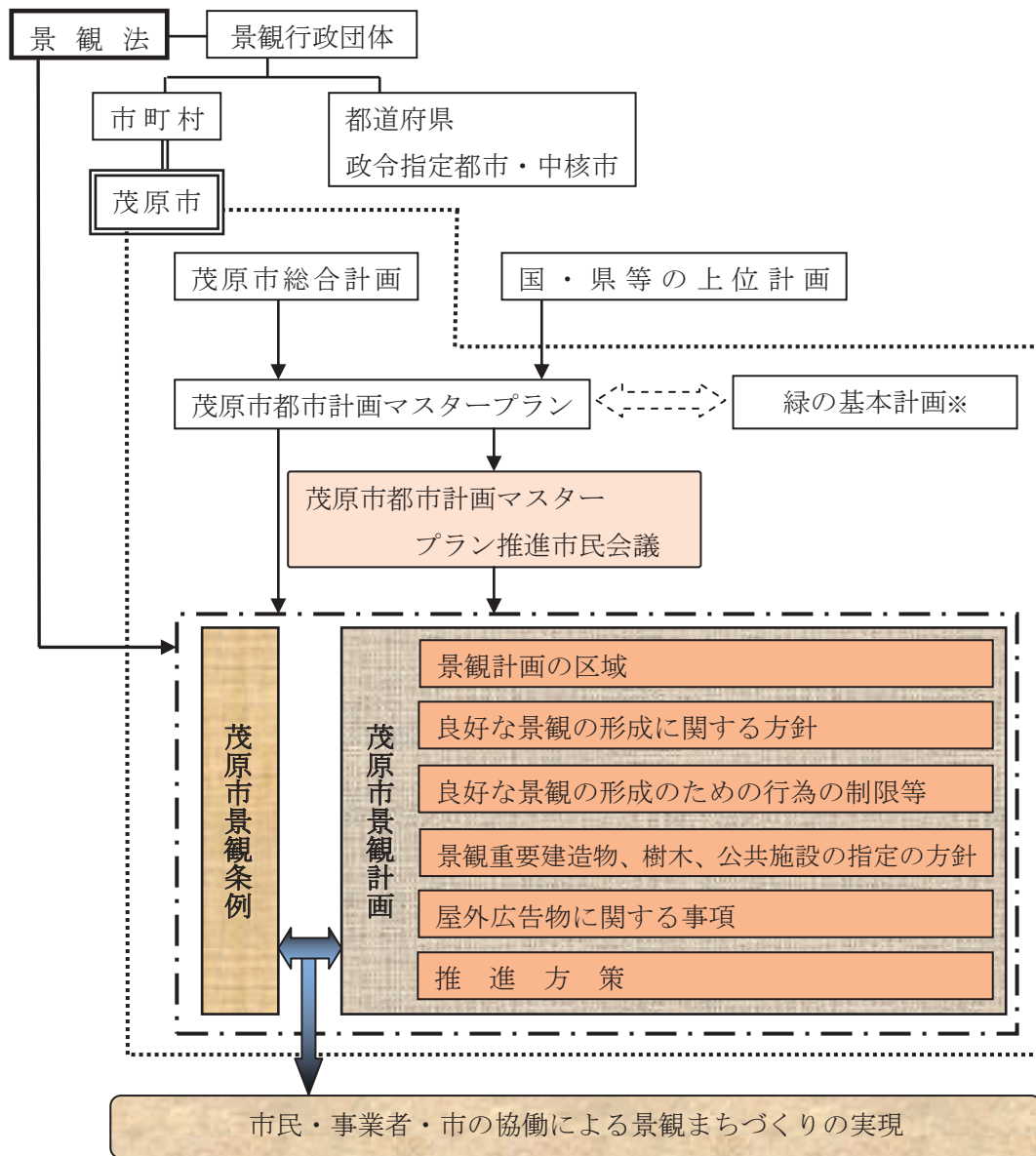


豊田川(愛称：天の川)を照らした七夕キャンドル



六斎市※

### 3 景観計画の位置付け



「景観法」では、都市や農山漁村等における美しく風格ある国土の形成を目的とし、景観行政にやる気のある市町村が中心的な担い手となるように「景観行政団体」という概念が導入されました。

「景観行政団体」には、都道府県、政令指定都市、中核市が自動的になり、それ以外の市町村は、都道府県との協議によってなることができます。

本市では「茂原市総合計画」と「茂原市都市計画マスタープラン」を踏まえ、茂原市らしい景観まちづくりの実現に向けた方向性を定めるとともに、その実現に向けた方策及び手段を明らかにするため「茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議」及び「茂原市景観計画策定庁内検討会議」において「景観条例」の制定及び「景観計画」の策定に向けた検討を行いました。

「景観条例」及び「景観計画」では、本市が、景観行政団体として今後景観行政を進めていく上で基本となる考え方を示しており、この条例及び計画を基として、市民・事業者・市の協働による景観まちづくりの実現をめざします。



## 4 特性と課題

本市では、本計画の策定にあたり、特性と課題を把握するため、市民と行政が協働してまちづくりを行う組織として設立した「茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議」においてワークショップ※を3回行いました。1回目では、「茂原市の景観をどのように感じますか」をテーマとして、市内の景観を1. 自然の景観、2. 歴史・文化の景観、3. まちなかの景観、4. 生活の景観の4つに分け各分野における良い景観（残す、伸ばす）と改善したい景観の意見を出し合いました。

2回目では、「茂原市の景観をどのようにしていきますか。目標・方針を定めるために、茂原市の将来について考えてみましょう！！」をテーマとして、市内の景観について①「活かす」、②「守る」、③「直す」、④「創る」の4項目に分類し実施しました。

3回目では、「茂原市の景観について「市民」、「事業者」、「行政」の役割は何ですか」をテーマとして、景観形成を推進するためには、それぞれの立場でどのような取り組みを行うことが必要かを考えました。

このワークショップの実施により、多くの意見があり、多くの特性と課題を把握することができました。今後は、この意見を参考にして、取り組み方針等と関連させながら市内の良好な景観の形成における施策等を推進していくこととします。



市民会議：ワークショップ（1回目）



市民会議：ワークショップ（2回目）



市民会議：ワークショップ（3回目）



市民会議の様子

# 1.自然の景観

## (1) 特性

- ・温暖な気候であり、田園、丘陵など緑豊かな自然環境を有しています。
- ・2級河川の一宮川、豊田川などの護岸や茂原公園には桜並木があり、水と緑のネットワーク※を形成しています。また、八幡湖や八田堰などでは地域住民が積極的に自然環境の保全を行っており、自然に囲まれた水辺の景観を楽しむことができます。
- ・自然を取り入れたレクリエーション施設として、レイクッズガーデン-ひめはるの里-、牡丹園、あじさい屋敷、つつじ園などがあり、多くの市民の和みの場所となっています。
- ・多くの公園施設があり、地域住民の安らぐ場所として喜ばれています。
- ・神社の社叢※が自然林として市の文化財に指定されている場所があります。



丘陵地の自然林



豊田川の桜並木



八田堰のコスモス

## (2) 課題

- ・次世代の担い手不足により休耕田※が増え、田園が荒れているところがあり、市の花（コスモス）の植え付けなどを利用して、有効活用することが必要です。
- ・遊歩道や河川（水と緑のネットワーク）などでは、時期によって草が生い茂っているため、地元ボランティアを含めた管理体制づくりが求められます。
- ・都市化が進む中で昔ながらの原風景※などの保全が求められます。
- ・丘陵地域の自然林の保護など、森や林を適正に管理していくことが必要です。
- ・多くの市民が安全に楽しみながら利用できる河川敷と遊歩道を軸にした景観形成が求められます。



休耕田を利用したコスモス畑



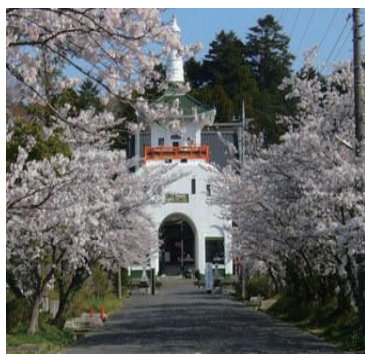
遊歩道の両側の草等の管理



## 2.歴史・文化の景観

### (1) 特 性

- ・ 茂原公園に隣接する藻原寺と桜の風景が古風で趣きのある印象を与え、市民の憩いの場所となっています。
- ・ 国指定の天然記念物であるミヤコタナゴの生息地や国指定文化財の鶴枝ヒメハルゼミ発生地の周辺環境を保全するボランティア清掃を行っています。
- ・ 約60年引き継がれている伝統的な茂原七夕まつりがあり、多くの観光客が訪れ、にぎわいの景観を醸し出しています。
- ・ 国、県、市の文化財に指定されている文化の景観や歴史的価値のある景観が多数存在します。(茂原昇天教会、加藤家住宅、本納城跡、<sup>えんたいごう</sup>掩体壕※など)
- ・ 歴史的価値のある本納城跡から眺める市内の眺望は絶景であり、初日の出を見ることがもできます。
- ・ 神社から出た神輿が市内各所を練り歩く秋祭りがあり、活気をみせています。
- ・ 門前町として栄えた昌平町では、4と9の付く日に<sup>ろくさいち</sup>六斎市が開催されています。



藻原寺と桜の風景



鶴枝ヒメハルゼミ発生地  
(ボランティアによる周辺環境保全)



茂原七夕まつり

### (2) 課 題

- ・ 市の文化財にも指定されている郷土芸能の保存や掘り起こしを行いながら、次世代へ引き継いでいくことが必要です。
- ・ 多くの歴史的、文化的景観を有しており、市民への周知を図るために案内板の設置やマップ(景観資源図)等の作成が必要です。マップ作成にあたっては、各地域にある景観資源を点として捉え、点と点に連続性を持たせ線としていくことが求められます。
- ・ 本町通りや昌平町通りなどでは、門前町としての趣きのあるまちなみ景観が求められます。



郷土芸能：黒戸の獅子舞

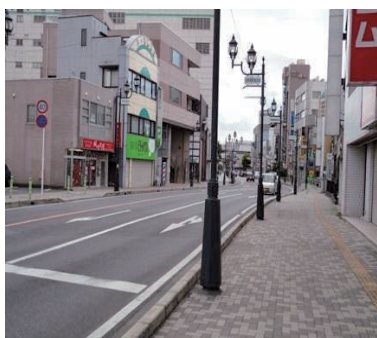


郷土芸能：木崎囃子保存会

### 3. まちなかの景観

#### (1) 特 性

- ・茂原駅前では、電線を地中化しており駅前景観として、良好な景観を形成しています。
- ・河川沿いの遊歩道にある桜並木では、春の訪れと同時に桜が満開となり、多くの人が散歩やサイクリングを楽しむ姿があります。
- ・商店街では、フラワーラック※を利用して、季節に合わせて色とりどりの草花が飾られ、周囲を和ませています。
- ・地場産業や近代産業の工場周辺では、緑化に配慮したまちなみを形成しているところがあります。
- ・市役所の建物がランドマーク※となっています。



電線地中化



一宮川の遊歩道



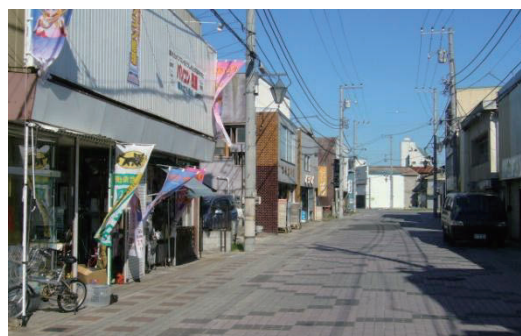
フラワーラック

#### (2) 課 題

- ・主要幹線道路などの沿道にある街路樹の一体的な整備に努めることが求められます。
- ・まちなか景観として、商店街の空き店舗の有効利用に努めることが必要です。
- ・まちなかには商店が多く存在するため、活気のあるにぎわい景観の創出に努めることが求められます。
- ・本市の玄関口としての駅及び駅前景観を創出するため、季節の花が咲き誇るような取り組みに努めることが必要です。
- ・店舗等に緑化を取り入れるなど、緑化推進に努めることが必要です。



国道 128 号沿道



空き店舗の有効利用



## 4.生活の景観

### (1) 特 性

- ・日本の「さくら名所100選」に選ばれたサクラの名所である茂原公園には弁天湖もあり、市民に憩いや潤いを与える場となっています。
- ・辺り一面にネギ畑が広がり、壮大さを感じさせる景色があります。
- ・地区計画※により統一されたまちなみを形成している緑ヶ丘地区があります。



茂原公園



一面に広がるネギ畑



統一されたまちなみの緑ヶ丘地区

### (2) 課 題

- ・田舎の原風景<sup>げんふうけい</sup>を保全していくことが求められます。
- ・地域住民のボランティア活動の取り組み（定期的な草刈や清掃作業）による環境保全が求められています。
- ・景観を阻害する無秩序な看板、広告物があり、良好な景観を保全していくための規制、誘導が必要です。
- ・一人ひとりの景観への意識が向上するために、景観資源を活かしたイベントの開催が求められます。



田舎の原風景<sup>げんふうけい</sup>

(水田に日の出が写る風景)



地域住民ボランティア活動